

府中市住宅嵩上工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、内水浸水による府中市内の家屋の被害を防止又は軽減するため、住宅の嵩上げ工事等を行う者に対し、予算の範囲内において、その工事費の一部について補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金交付規則（昭和57年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 1階部分の床面積の2分の1以上を居住の用に供する一戸建ての住宅、長屋建て、共同住宅及び蔵、倉庫（住宅と同様のものに限る）。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 販売を目的とした建築物

イ 国及び地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する建築物。

(2) 嵩上げ工事 既設住宅の基礎及び床面又は床面を既存の高さより高くする工事

(3) 盛土工事 既設住宅の敷地に盛土をして、地盤の高さを上げる工事

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 嵩上げ工事

(2) 盛土工事

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、過去に浸水被害が発生した地域において補助対象事業を行う住宅の所有者又は使用者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としなない。

(1) 市税等、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金を滞納している者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 府中市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力

団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号の規定による公表が現に行われている者

イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) その他下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が不相当と認められた者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象事業に必要な費用（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額で200万円を上限とする。ただし、得られた額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業着手前に、府中市住宅嵩上工事等補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 住宅の所有者を明らかにする書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書等）

(2) 工事設計図（位置図、平面図、嵩上げ前後の断面図、構造図等）

(3) 確認申請の確認済証の写し（ただし、建築確認が必要ない物件は不要）

(4) 工事見積書又は見積書の写し

(5) 嵩上げ工事予定場所の写真（既存住宅の道路からの地盤の高さと住宅の床下までの高さがわかるもの）

(6) 誓約書（別記様式第2号）

(7) 市税等の完納証明書

(8) 申請者が土地所有者及び建物所有者と異なる場合にあっては住宅嵩上工事等承諾書（別記様式第3号）

(9) 申請者以外の者が申請する場合においては、委任状（別記様式第4号）

(10) その他管理者が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 管理者は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を府中市住宅嵩上工事等補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金の不交付の決定をし、その旨を府中市住宅嵩上工事等補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事

業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、府中市住宅嵩上工事等補助金交付申請変更承認申請書（別記様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、変更内容を審査のうえ、変更することが適当と認めるときは、府中市住宅嵩上工事等補助金交付申請変更承認通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

3 前項の審査により、変更することが不適当と認めるときは、府中市住宅嵩上工事等補助金交付申請変更不承認通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（実績の報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は交付決定を受けた日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、府中市住宅嵩上工事等補助金実績報告書（別記様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 施行前、施工状況及び施行後の写真
- (3) 支払額を証明する書類（領収書等の原本）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第10条 管理者は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地確認を行い、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、府中市住宅嵩上工事等補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により補助事業者はその旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、府中市住宅嵩上工事等補助金交付額確定通知書を受けたときは、当該年度内に府中市住宅嵩上工事等補助金交付請求書（別記様式第12号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し及び返還）

第12条 管理者は、補助事業者が規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、また、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 正当な理由がなく、補助対象事業を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき

(補助金の交付の制限)

第13条 補助金の交付は、一つの住宅等について1回のみとする。ただし、補助事業後に浸水被害があった場合は、この限りではない。

(補助事業者の責務)

第14条 補助金の交付決定を受けて住宅嵩上工事等を行ったことにより、補助事業者又は第三者に事故、紛争等が生じても、管理者はいかなる責めを負わない。

2 住宅嵩上工事等を行った後に住宅等への浸水被害が発生した場合において、管理者はいかなる責めを負わない。

3 補助事業者が、住宅嵩上工事等を行った住宅等を第三者に譲渡するときは、譲渡を受ける者に前2項の内容を承継させなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。